

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                    |
|-------|-------------------------|
| 23    | 子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ひたちなか市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

(ひたちなか市におけるリスクに対する措置)

- ・個人情報の入手については、本人の個人番号カードその他の身分証明書の提示又は窓口での聞き取り調査により、本人であることを確認する。
- ・申請書類は、必要な情報のみを記載する様式とする。
- ・事務に係るシステムへの接続は、必要最小限の職員にのみ許可するため、端末及びID・パスワードによりアクセス制御している。
- ・サーバについてはID・パスワードによりアクセス制御しており、サーバを設置している部屋については入退室管理を行っている。
- ・適宜データのバックアップを行い、遠隔地保管を行っている。
- ・特定個人情報が記録されている機器の廃棄時には、確実にデータの復元が不可能となる手段で記憶媒体を物理的に破壊する。
- ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務付けている。
- ・特定個人情報に係る文書は、ひたちなか市特定個人情報等取扱要綱及びひたちなか市文書取扱規程に基づき適正に保管等をするとともに、廃棄する場合には、焼却その他の復元できない方法により処分を行っている。

## 評価実施機関名

ひたちなか市長

## 公表日

令和8年3月30日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                       |  |
|--|--|
| ①事務の名称                                     | 子ども・子育て支援に関する事務  |
| ②事務の概要                                     | <p>ひたちなか市は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づき、子ども・子育て支援に関する事務を行っている。</p> <p>この事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 法第16条(法第30条の3の規定により準用する場合を含む。)の資料の提供等の求めに関する事務</li><li>2 法第20条第1項の教育・保育給付認定若しくは法第23条第1項の教育・保育給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li><li>3 支給認定証に関する事務</li><li>4 法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「規則」という。)第15条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</li><li>5 法第23条第4項の職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務</li><li>6 法第24条第1項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務</li><li>7 法第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項又は第30条第1項の子どものための教育・保育給付に係る支給に関する事務</li><li>8 法第30条の5第1項の施設等利用給付認定若しくは法第30条の8第1項の施設等利用給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li><li>9 法第30条の5第7項の規定により教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務</li><li>10 法第30条の7若しくは規則第28条の12第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</li></ol> |
| ③システムの名称                                   | 子ども子育て支援システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、EUCシステム   |
| 2. 特定個人情報ファイル名                             |  |
| 子ども子育て児童台帳情報ファイル、子ども子育て家族台帳情報ファイル、宛名情報ファイル |  |
| 3. 個人番号の利用                                 |  |
| 法令上の根拠                                     | ・番号法第9条第1項 別表の127の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第68条   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携                   |  |
| ①実施の有無                                     | [ 実施する ]<br><br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                                    | (特定個人情報の照会)<br>・番号法第19条第8号<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の155の項及び第157条  |
| 5. 評価実施機関における担当部署                          |  |
| ①部署  | 子ども部福祉事務所幼児保育課   |
| ②所属長の役職名                                   | 幼児保育課長   |

|   |  |
|---|--|
| 6. 他の評価実施機関   |  |
|   |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                                    |  |
| 請求先   | 総務部総務課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111         |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ                                  |  |
| 連絡先   | 子ども部福祉事務所幼児保育課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span> |  |
| 適用した理由  |  |

## II しきい値判断項目

|  |   |
|--|---|
| 1. 対象人数                                |   |
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年4月1日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |   |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]<br><選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年4月1日 時点   |
| 3. 重大事故                                |   |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]<br><選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

|                          |
|--------------------------|
| しきい値判断結果                 |
| <b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b> |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                      |               |  |
|--|---------------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |               | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                     |               |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]     | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |               |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]     | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か            | [ 特に力を入れている ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                              |               |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ]     | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない |               |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ ]           | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)          |               |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]     | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                      | [ ]           | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                             |  |  |
|---|--|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない             |  |  |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 判断の根拠                                       | マイナンバーの登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底しています。また、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じています。<br>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底すること。<br>・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行うこと。<br>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられます。 |  |
| 9. 監査                                       |  |  |
| 実施の有無                                       | [ <input type="radio"/> ] 自己点検   | [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査  |
| 10. 従業者に対する教育・啓発                            |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発                                | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |  |  |
| 最も優先度が高いと考えられる対策                            | [ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]   | <選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】                                | [ 特に力を入れている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 判断の根拠                                       | 各端末を使用するには、職員が設定したパスワードによる認証を行っています。さらにその端末から特定個人情報を含むシステムを使用するには、職員証等を用いた2要素認証を行いアクセス権限の適切な管理を行っています。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられます。                               |  |

変更箇所

| 変更日        | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--|---|------|-----------|
| 平成30年3月30日 | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>①事務の名称      | 子ども子育て支援に関する事務   | 子ども・子育て支援に関する事務   | 事後   |           |
| 平成30年3月30日 | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要      | ひたちなか市は、子ども・子育て支援法(昭和24年法律第65号。以下「法」という。)に基づき、子ども・子育て支援に関する事務を行っている。この事務のうち、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。<br>1 支給認定に関する事務<br>「保育の必要性」によって認定区分を判定し、認定証を利用者に交付<br>2 利用の調整に関する事務<br>入所選考基準に基づいて、施設別、指数順、入所希望状況等の各種リスト作成 利用調整事務の支援<br>3 請求の審査の支払に関する事務<br>事業所からの請求に対する、審査、支払処理<br>4 負担金の徴収の管理に関する事務<br>住民から徴収する負担金の徴収管理<br>5 交付金の申請に関する事務<br>支給実績等情報、給付台帳情報、給付費に係る台帳情報を国システムと連携 | ひたちなか市は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づき、子ども・子育て支援に関する事務を行っている。この事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。<br>1 法第16条の資料の提供等の求めに関する事務<br>2 法第20条第1項の支給認定若しくは法第23条第1項の支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br>3 支給認定証に関する事務<br>4 法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第15条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務<br>5 法第23条第4項の職権による支給認定の変更の認定に関する事務<br>6 法第24条第1項の支給認定の取消しに関する事務<br>7 法第59条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務<br>【子ども・子育て支援に関する事務の区分】<br>保育所に関する事務: 福祉部福祉事務所児童福祉課<br>幼稚園に関する事務: 教育委員会事務局学務課<br>※子ども・子育て支援に関する事務は、市長の | 事後   |           |
| 平成30年3月30日 | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要      | 子ども子育てシステム、学童保育システム、宛名管理システム、中間サーバー  | 子ども子育てシステム、宛名管理システム、中間サーバー  | 事後   |           |
| 平成30年3月30日 | I 関連情報<br>2. 特定個人情報ファイル名                      | 子ども子育て児童台帳情報ファイル、子ども子育て家族台帳情報ファイル、学童保育児童台帳情報ファイル、学童保育家族台帳情報ファイル、宛名情報ファイル   | 子ども子育て児童台帳情報ファイル、子ども子育て家族台帳情報ファイル、宛名情報ファイル  | 事後   |           |
| 平成30年3月30日 | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用<br>法律上の根拠                | ・番号法第9条第1項 別表第1の94の項   | ・番号法第9条第1項 別表第1の94の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条   | 事後   |           |
| 平成30年3月30日 | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法律上の根拠 | (特定個人情報の照会)<br>・番号法第19条第7号 別表第2の116の項  | (特定個人情報の照会)<br>・番号法第19条第7号 別表第2の116の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2  | 事後   |           |
| 平成30年3月30日 | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署<br>①部署            | 福祉部福祉事務所児童福祉課  | 福祉部福祉事務所児童福祉課、教育委員会事務局学務課   | 事後   |           |
| 平成30年3月30日 | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署<br>②所属長           | 児童福祉課長 井上 亨  | 児童福祉課長 井上 亨、学務課長 小澤 功   | 事後   |           |
| 平成30年3月30日 | I 関連情報<br>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ<br>連絡先     | 福祉部福祉事務所児童福祉課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111  | 福祉部福祉事務所児童福祉課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111<br>教育委員会事務局学務課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111  | 事後   |           |
| 平成30年3月30日 | II しいき値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か            | 平成27年6月1日 時点   | 平成29年4月1日 時点  | 事後   |           |
| 平成30年3月30日 | II しいき値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か            | 平成27年6月1日 時点   | 平成29年4月1日 時点  | 事後   |           |
| 平成31年3月29日 | I 関連情報<br>6. 他の評価実施機関                         |  | ひたちなか市教育委員会   | 事後   |           |
| 平成31年3月29日 | II しいき値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か            | 平成29年4月1日 時点   | 平成30年4月1日 時点  | 事後   |           |
| 平成31年3月29日 | II しいき値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か            | 平成29年4月1日 時点   | 平成30年4月1日 時点  | 事後   |           |

|           |  |   |  |    |  |
|-----------|--|---|--|----|--|
| 令和2年3月31日 | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要       | ひたちなか市は、子ども子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づき、子ども子育て支援に関する事務を行っている。この事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。<br>1 法第16条の資料の提供等の求めに関する事務<br>2 法第20条第1項の支給認定若しくは法第23条第1項の支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br>3 支給認定証に関する事務<br>4 法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第15条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務<br>5 法第23条第4項の職権による支給認定の変更の認定に関する事務<br>6 法第24条第1項の支給認定の取消しに関する事務<br>7 法第59条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務<br>【子ども・子育て支援に関する事務の区分】<br>保育所に関する事務:福祉部福祉事務所児童福祉課<br>幼稚園に関する事務:教育委員会事務局学務課<br>※子ども子育て支援に関する事務は、市長の                                      | ひたちなか市は、子ども子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づき、子ども子育て支援に関する事務を行っている。この事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。<br>1 法第16条(法第30条の3の規定により準用する場合を含む。)の資料の提供等の求めに関する事務<br>2 法第20条第1項の支給認定若しくは法第23条第1項の支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br>3 支給認定証に関する事務<br>4 法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第15条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務<br>5 法第23条第4項の職権による支給認定の変更の認定に関する事務<br>6 法第24条第1項の支給認定の取消しに関する事務<br>7 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第七号)附則第二条の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br>8 法第59条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務<br>【子ども・子育て支援に関する事務の区分】              | 事後 |  |
| 令和2年3月31日 | II しいき値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か             | 平成30年4月1日 時点  | 平成31年4月1日 時点   | 事後 |  |
| 令和2年3月31日 | II しいき値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か             | 平成30年4月1日 時点  | 平成31年4月1日 時点   | 事後 |  |
| 令和3年3月5日  | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要       | ひたちなか市は、子ども子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づき、子ども子育て支援に関する事務を行っている。この事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。<br>1 法第16条の資料の提供等の求めに関する事務<br>2 法第20条第1項の支給認定若しくは法第23条第1項の支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br>3 支給認定証に関する事務<br>4 法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第15条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務<br>5 法第23条第4項の職権による支給認定の変更の認定に関する事務<br>6 法第24条第1項の支給認定の取消しに関する事務<br>7 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第七号)附則第二条の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br>8 法第59条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務<br>【子ども・子育て支援に関する事務の区分】<br>保育所に関する事務:福祉部福祉事務所児童福祉課 | ひたちなか市は、子ども子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づき、子ども子育て支援に関する事務を行っている。この事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。<br>1 法第16条(法第30条の3の規定により準用する場合を含む。)の資料の提供等の求めに関する事務<br>2 法第20条第1項の教育・保育給付認定若しくは法第23条第1項の教育・保育給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br>3 支給認定証に関する事務<br>4 法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「規則」という。)第15条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務<br>5 法第23条第4項の職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務<br>6 法第24条第1項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務<br>7 法第30条の5第1項の施設等利用給付認定若しくは法第30条の8第1項の施設等利用給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br>8 法第30条の5第2項の規定により教育・保 | 事後 |  |
| 令和3年3月5日  | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署<br>①部署<br>②所属長の役職名 | ①福祉部福祉事務所児童福祉課、教育委員会事務局学務課<br>②児童福祉課長、学務課長  | ①福祉部福祉事務所幼児保育課<br>②幼児福祉課長  | 事後 |  |
| 令和3年3月5日  | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法律上の根拠  | (特定個人情報の照会)<br>・番号法第19条第7号 別表第2の116の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2  | (特定個人情報の照会)<br>・番号法第19条第7号 別表第2の116の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2の2   | 事後 |  |
| 令和3年3月5日  | I 関連情報<br>6. 他の評価実施機関                          | ひたちなか市教育委員会   | —  | 事後 |  |
| 令和3年3月5日  | I 関連情報<br>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先          | 福祉部福祉事務所児童福祉課 茨城県ひたちなか市東石川12丁目10番1号 029-273-0111<br>教育委員会事務局学務課 茨城県ひたちなか市東石川12丁目10番1号 029-273-0111  | 福祉部福祉事務所幼児保育課 茨城県ひたちなか市東石川12丁目10番1号 029-273-0111   | 事後 |  |
| 令和3年3月5日  | II しいき値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か             | 平成31年4月1日 時点  | 令和2年4月1日 時点  | 事後 |  |

|           |   |  |  |    |  |
|-----------|---|--|--|----|--|
| 令和3年3月5日  | II しいい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か            | 平成31年4月1日 時点   | 令和2年4月1日 時点  | 事後 |  |
| 令和4年3月4日  | 表紙 特記事項                                       | ・個人情報の入手については、本人の個人番号カード、通知カード若しくは身分証明書の提示又は窓口での聞き取り調査により、本人であることを確認する。<br>・機器の廃棄時には、データ消去ソフトの使用又は物理的破壊を行っている。<br>・入手した個人情報に係る文書は、ひたちなか市文書取扱規程に基づき適正に保管等をするとともに、廃棄する場合には、焼却その他の復元できない方法により処分を行っている。  | ・個人情報の入手については、本人の個人番号カードその他の身分証明書の提示又は窓口での聞き取り調査により、本人であることを確認する。<br>・特定個人情報記録されている機器の廃棄時には、確実にデータの復元が不可能となる手段で記憶媒体を物理的に破壊する。<br>・特定個人情報に係る文書は、ひたちなか市特定個人情報取扱要綱及びひたちなか市文書取扱規程に基づき適正に保管等をするともに、廃棄する場合には、焼却その他の復元できない方法により処分を行っている。  | 事後 |  |
| 令和4年3月4日  | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要      | ひたちなか市は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づき、子ども・子育て支援に関する事務を行っている。この事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。<br>1 法第16条(法第30条の3の規定により準用する場合を含む。)の資料の提供等の求めに関する事務<br>2 法第20条第1項の教育・保育給付認定若しくは法第23条第1項の教育・保育給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br>3 支給認定証に関する事務<br>4 法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「規則」という。)第15条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務<br>5 法第23条第4項の職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務<br>6 法第24条第1項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務<br>7 法第30条の5第1項の施設等利用給付認定若しくは法第30条の8第1項の施設等利用給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br>8 法第30条の5第1項の規定により教育・保 | ひたちなか市は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づき、子ども・子育て支援に関する事務を行っている。この事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。<br>1 法第16条(法第30条の3の規定により準用する場合を含む。)の資料の提供等の求めに関する事務<br>2 法第20条第1項の教育・保育給付認定若しくは法第23条第1項の教育・保育給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br>3 支給認定証に関する事務<br>4 法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「規則」という。)第15条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務<br>5 法第23条第4項の職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務<br>6 法第24条第1項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務<br>7 法第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項又は第30条第1項の子どものための教育・保育給付に係る支給に関する事務<br>8 法第30条の5第1項の施設等利用給付認定若しくは法第30条の8第1項の施設等利用給付認定の変更の認定の申請の受理、その申 | 事後 |  |
| 令和4年3月4日  | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称    | 子ども子育てシステム、宛名管理システム、中間サーバー   | 子ども子育てシステム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能   | 事前 |  |
| 令和4年3月4日  | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | (特定個人情報の照会)<br>・番号法第19条第7号   | (特定個人情報の照会)<br>・番号法第19条第8号   | 事後 |  |
| 令和4年3月4日  | II しいい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か            | 令和2年4月1日 時点  | 令和3年4月1日 時点  | 事後 |  |
| 令和4年3月4日  | II しいい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か            | 令和2年4月1日 時点  | 令和3年4月1日 時点  | 事後 |  |
| 令和5年3月29日 | II しいい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か            | 令和3年4月1日 時点  | 令和4年4月1日 時点  | 事後 |  |
| 令和5年3月29日 | II しいい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か            | 令和3年4月1日 時点  | 令和4年4月1日 時点  | 事後 |  |
| 令和6年4月2日  | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署<br>①部署            | 福祉部福祉事務所幼児保育課  | 子ども部福祉事務所幼児保育課   | 事後 |  |
| 令和6年4月2日  | I 関連情報<br>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ<br>連絡先     | 福祉部福祉事務所幼児保育課<br>茨城県ひたちなか市東石川12丁目10番1号<br>029-273-0111   | 子ども部福祉事務所幼児保育課<br>茨城県ひたちなか市東石川12丁目10番1号<br>029-273-0111  | 事後 |  |
| 令和6年4月2日  | II しいい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か            | 令和4年4月1日 時点  | 令和5年4月1日 時点  | 事後 |  |
| 令和6年4月2日  | II しいい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か            | 令和4年4月1日 時点  | 令和5年4月1日 時点  | 事後 |  |

|           |   |  |  |    |  |
|-----------|---|--|--|----|--|
| 令和7年3月31日 | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要                        | ひたちなか市は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づき、子ども・子育て支援に関する事務を行っている。この事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。<br>1 法第16条(法第30条の3の規定により準用する場合を含む。)の資料の提供等の求めに関する事務<br>2 法第20条第1項の教育・保育給付認定若しくは法第23条第1項の教育・保育給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br>3 支給認定証に関する事務<br>4 法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「規則」という。)第15条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務<br>5 法第23条第4項の職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務<br>6 法第24条第1項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務<br>7 法第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項又は第30条第1項の子どものための教育・保育給付に係る支給に関する事務<br>8 法第30条の5第1項の施設等利用給付認定若しくは法第30条の8第1項の施設等利用 | ひたちなか市は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づき、子ども・子育て支援に関する事務を行っている。この事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。<br>1 法第16条(法第30条の3の規定により準用する場合を含む。)の資料の提供等の求めに関する事務<br>2 法第20条第1項の教育・保育給付認定若しくは法第23条第1項の教育・保育給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br>3 支給認定証に関する事務<br>4 法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「規則」という。)第15条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務<br>5 法第23条第4項の職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務<br>6 法第24条第1項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務<br>7 法第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項又は第30条第1項の子どものための教育・保育給付に係る支給に関する事務<br>8 法第30条の5第1項の施設等利用給付認定若しくは法第30条の8第1項の施設等利用 | 事後 |  |
| 令和7年3月31日 | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称                      | 子ども子育てシステム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能   | 子ども子育て支援システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、EUCシステム   | 事後 |  |
| 令和7年3月31日 | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠                                  | ・番号法第9条第1項 別表第1の94の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条  | ・番号法第9条第1項 別表の127の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条   | 事後 |  |
| 令和7年3月31日 | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠                   | (特定個人情報の照会)<br>・番号法第19条第8号 別表第2の116の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2の2   | (特定個人情報の照会)<br>・番号法第19条第8号<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の155の項及び第157条  | 事後 |  |
| 令和7年3月31日 | II しいき値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か                              | 令和5年4月1日 時点  | 令和6年4月1日 時点  | 事後 |  |
| 令和7年3月31日 | II しいき値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か                              | 令和5年4月1日 時点  | 令和6年4月1日 時点  | 事後 |  |
| 令和7年3月31日 | IV リスク対策<br>8. 人手を介在させる作業<br>人為的ミスが発生するリスク<br>への対策は十分か          |  | 十分である  | 事後 |  |
| 令和7年3月31日 | IV リスク対策<br>8. 人手を介在させる作業<br>人為的ミスが発生するリスク<br>への対策は十分か<br>判断の根拠 |  | マイナンバーの登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底しています。<br>また、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じています。<br>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底すること。<br>・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行うこと。<br>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられます。   | 事後 |  |
| 令和7年3月31日 | IV リスク対策<br>11. 最も優先度が高いと考えられる対策<br>最も優先度が高いと考えられる対策            |  | 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   | 事後 |  |
| 令和7年3月31日 | IV リスク対策<br>11. 最も優先度が高いと考えられる対策<br>当該対策は十分か【再掲】<br>判断の根拠       |  | 各端末を使用するには、職員が設定したパスワードによる認証を行っています。さらにその端末から特定個人情報を含むシステムを使用するには、職員証等を用いた2要素認証を行いアクセス権限の適切な管理を行っています。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられます。   | 事後 |  |
| 令和8年3月30日 | II しいき値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か                              | 令和6年4月1日 時点  | 令和7年4月1日 時点  | 事後 |  |
| 令和8年3月30日 | II しいき値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か                              | 令和6年4月1日 時点  | 令和7年4月1日 時点  | 事後 |  |